

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年7月定例会

令和4年7月27日

目 次

令和4年7月定例会
7月27日（水曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	3
議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	5
諸報告	5
議案上程（議第4号及び議第5号）	5
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事業課長、会計管理者	6
決算審査意見の説明……………代表監査委員	10
質疑	11
討論	17
採決	18
議案上程（議第6号及び議第7号）	19
提案理由の説明……………広域連合長	19
補足の説明……………事務局次長、事業課長	19
質疑	20
討論	22
採決	22
議案上程（議第8号）	22
提案理由の説明……………広域連合長	23
質疑	23
討論	23
採決	24
広域連合長あいさつ	24
閉会	24

○出席議員（13名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	長谷川幸司	議員
3番	大類好彦	議員	4番	枝松直樹	議員
5番	柏倉信一	議員	6番	菅野邦比克	議員
7番	小関崇夫	議員	8番	山尾順紀	議員
11番	鈴木富美子	議員	12番	船山利美	議員
14番	菅井巖	議員	15番	齋藤美昭	議員
16番	石川保	議員			

○欠席議員（3名）

9番	鈴木君徳	議員	10番	佐藤誠七	議員
13番	丸山至	議員			

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	中川勝
代表監査委員	玉田芳和	事務局長	高橋勇
事務局次長	石川健吾	会計管理者	渡邊昭
事業課長	伊藤明	総務係長	後藤晋介
企画財政係長	本間伸一	資格管理係長	白幡義幸
給付係長	村山美紀子		

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	高橋勇	事務局次長（兼務）	石川健吾
書記（兼務）	後藤晋介	書記	鈴木咲
書記	加藤優矢		

○議事日程第1号

令和4年7月27日（水）午後2時30分開議

- 第1 議席指定
- 第2 議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議第4号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議第5号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第8 議第 6 号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

第9 議第 7 号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第10議第 8 号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1 議席指定

日程第2 議長選挙

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員指名

日程第5 諸報告

日程第6 議第 4 号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議第 5 号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議第 6 号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議第 7 号 令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10議第 8 号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

午後2時30分 開議

○事務局長（高橋勇君） 本日の7月定例会は、当広域連合議会の議長でございました高橋篤議員が、4月5日をもって辞職されたことにより、議長が不在となっております。また、当広域連合議会の副議長でございます鈴木君徳議員からは欠席届が提出されておりますことから、議長、副議長ともに不在となっております。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員の中で、朝日町の小関崇夫議員が年長議員でございますので、臨時議長をお務めいただきますようよろしくお願いいたします。

○臨時議長（小関崇夫君） ただいまご紹介いただきました小関でございます。議長を選出するまでの間、臨時議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

これより、7月20日告示招集されました令和4年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、鈴木君徳議員、佐藤誠七議員、丸山至議員以上3名です。出席議員は、13名

で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議席指定

○臨時議長（小関崇夫君） 日程第1 議席の指定を行います。

令和4年5月6日及び令和4年6月24日告示の選挙で新たに議員となられた船山利美議員、石川保議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、臨時議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席とします。

議長選挙

○臨時議長（小関崇夫君） 日程第2 議長選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小関崇夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小関崇夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、臨時議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に、船山利美議員を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長において指名しました船山利美議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小関崇夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、船山利美議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました船山利美議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

議長あいさつ

○臨時議長（小関崇夫君） 議長に当選されました船山利美議員から、ごあいさつをお願いします。

○議長（船山利美君） 議長。

○臨時議長（小関崇夫君） 船山利美議員。

○議長（船山利美君） ただいま、議長にご指名いただきました、南陽市議会の船山利美です。よろしくお願ひ申し上げます。私自身初めての会議で大役を拝命いたしまして大変緊張しているところでございます。後期高齢者医療につきましてはこれからますます高齢化が進む中でしっかりと向き合っていかなければならないと思っております。私なりに精一杯努めてさせていただきますので、皆様には活発な議論やスムーズな議事運営にご協力をお願いいたしまして就任のあいさつといたします。

（拍手）

○臨時議長（小関崇夫君） 臨時議長の職務はここまでとなります。皆様のご協力に感謝申し上げ、議長と交代いたします。

船山利美議長、議長席にお着き願います。

（拍手）

（小関崇夫臨時議長 議席に着席）

（船山利美議長 議長席に着席）

会期の決定

○議長（船山利美君） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（船山利美君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、11番鈴木富美子議員、14番菅井巖議員を指名します。

諸報告

○議長（船山利美君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員より、令和4年2月から令和4年6月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配付しております文書のとおり、令和4年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

議第4号及び議第5号

○議長（船山利美君） 日程第6 議第4号「令和3年度 山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第7 議第5号「令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第4号及び議第5号について、提案理由をご説明申し上げます。両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、6億6,700万7,413円であり、歳出の支出済額合計は、5億7,189万8,207円となることから、歳入歳出差引残額は、9,510万9,206円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,594億3,920万3,548円であり、歳出の支出済額合計は、1,549億282万5,094円となることから、歳入歳出差引残額は、

45億3,637万8,454円となっております。

また、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には令和4年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） それでは、令和3年度の主要な施策の成果報告書について、ご説明申し上げます。別冊の「主要な施策の成果報告書」をお願いいたします。はじめに1ページをご覧ください。1被保険者の状況ですが、令和3年度末の被保険者数は、19万444人で、前年度より343人増加しております。なお、県内人口に占める割合は、18.21%となっております。中程には、被保険者数等の推移、また年齢構成内訳を記載しております。2ページの2保険財政の状況につきましては、このあと 会計決算でご説明いたしますので、省略させていただきます。次に3ページをご覧ください。

3保険給付事業についてですが、被保険者の疾病、負傷等に対し必要な医療給付を行っております。令和3年度の給付総額は表の中ほど一番下の行ですが、1,459億2,499万6,524円で、前年度比16億1,492万5,482円、率にして1.12%の増となっております。4ページをご覧ください。件数につきましては、表の中ほど一番下の行ですが、589万5,870件で、前年度比2,447件、率にして0.04%の増となっております。給付が増加した要因としましては、コロナ禍における受診控えの状況が緩和してきていることなどが考えられます。

4ページの中程からは、給付費の科目の主な内容を記載しております。（1）療養給付費の内訳ですが、給付額は、一番下の行で1,390億5,052万6,246円で、前年度比14億2,368万4,578円、率にして1.03%の増となっております。次に5ページの中程から6ページにかけて、（2）療養費の内訳ですが、給付額は、一番下の行で、7億2,511万5,096円で、前年度比2,327万6,631円、率にして3.11%の減となっております。なお、項目中その他につきましては、令和2年7月豪雨災害に係る一部負担金免除による給付分でございます。6ページの下段には、参考としまして、被保険者一人当たりの年間平均給付額を掲載しております。給付額は年間76万6,929円で、前年度と比較して、1万7,663円増加しております。次に7ページをご覧ください。（3）審査支払手数料ですが、診療報酬の審査支払事務につきまして、山形県国保連合会に依頼し行っているものであります。①療養給付費につきましては、555万7,775件、3億7,808万7,073円、②療養費につきましては、5万7,909件、393万9,396円となっております。次に、（4）電算処理委託料ですが、診療報酬の審査支払の前処理としまして、審査支払システムへのデータ取込み、データと標準システムとの連携について、山形県国保連合会に委託して実施しました。件数は561万9,788件、金額は1億3,150万3,033円となっております。

次に8ページをご覧ください。4保健事業につきましては、健康診査や歯周疾患検診をはじめ、各種訪問指導事業を実施いたしました。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を

市町村と連携し実施することで、被保険者の健康保持増進に努めました。はじめに、(1)健康診査事業ですが、被保険者の健康保持増進のため、糖尿病等の生活習慣病を早期発見することを目的とした健康診査を、市町村に委託し実施しました。4万399人が受診し、受診率は22.96%で前年度より0.92ポイント増となっております。また、県内地区別でみると庄内地区の受診率が高くなっております。次に、(2)歯周疾患検診事業ですが、歯の喪失を予防し、健康維持ができるよう、前年度に75歳に到達した被保険者を対象者に、山形県歯科医師会に委託しまして、722人が受診しました。9ページをご覧ください。(3)重複・頻回受診者等訪問指導事業ですが、重複・頻回受診行動が見られる被保険者に対し、適正な受診行動となるよう、市町村の保健師等が22人に対し訪問指導を実施しました。次に(4)重症化予防等訪問指導事業ですが、心身機能の低下等が疑われる被保険者に対し、重症化等を予防するため、市町村の保健師等が117人に対し訪問指導を実施しました。次に(5)低栄養等予防訪問指導事業ですが、低栄養状態等が疑われる被保険者に対し、低栄養状態を改善し心身機能の低下を防ぐため、市町村の保健師等が248人に対し訪問指導を実施しました。10ページをご覧ください。(6)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業ですが、令和2年度からの事業でありまして、後期高齢者の保健事業と市町村国保の保健事業を切れ目なく、介護保険の地域支援事業と一体的に実施するものです。令和3年度は、天童市に、村山市と金山町が加わり3市町が実施いたしました。次に(7)市町村長寿・健康増進事業ですが、市町村が独自に行った長寿・健康増進のための保健事業に対し、補助するものであり、令和3年度は村山市と舟形町の事業に対し補助金を交付しました。次に(8)テレビCM広報ですが、保健事業などについて広く県民から理解を得るために、県内民放4局のテレビ放送において、8月、10月、12月に各局1日1回、テレビCMを放送し広報を実施しました。

11ページをご覧ください。5医療費適正化事業につきまして、レセプト点検をはじめ5つの事業を実施し、医療費の適正化に取り組みました。はじめに、(1)レセプト点検事業ですが、医療費の誤払いなどを防止し適正に支出するため、レセプトの点検を山形県国保連合会に委託し実施しました。点検の結果、過誤により8,305件が返戻されております。次に(2)療養費支給申請書内容点検事業ですが、療養費の給付の適正化のため、療養費のうち柔道整復師等に係る療養費支給申請書の点検を実施しました。点検の結果、過誤により32件が返戻されております。次に、(3)医療費通知事業ですが、被保険者の医療制度に対する意識向上を目的に、1年間の医療機関の受診状況をお知らせする医療費通知を作成し、令和4年1月に送付しました。続きまして12ページをご覧ください。(4)ジェネリック医薬品利用促進事業ですが、被保険者の医療費負担軽減を図るため、ジェネリックに切り替えた場合に自己負担額の軽減が見込まれる被保険者9,913人に対し、令和3年8月に自己負担額の差額通知を送付しました。また、被保険者が、医療機関に対しジェネリックの処方希望する場合に提示する「後発医薬品カード」を配布しました。次に、(5)第三者行為求償事務事業ですが、交通事故などにより第三者から傷害を受け、医療機関を受診した場合の医療費について、第三者へ請求する事務を山形県国保連合会に委託し実施しました。なお、第三者からの納付金の収納額は、1億6,484万1,330円でございます。

13ページをご覧ください。6標準システム運用支援についてですが、後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、資格管理や賦課、収納、給付の業務における標準システムの運用及び保守管理を、山形県国保連合会に委託し実施しました。

次に、7被保険者証の交付についてですが、(1)被保険者証の交付について、毎年8月1日に

一斉に更新する被保険者証などを作成し交付しました。(2) マイナンバーカードの被保険者証としての利用促進ですが、マイナンバーカードの被保険者証としての利用を促すため、75歳以上の未取得者に対し交付申請書等を送付しました。

続きまして14ページをご覧ください。8制度広報事業についてですが、被保険者や関係機関などに、制度の理解を深めるため各種広報を行いました。(1) ①制度広報としまして、被保険者への各種リーフレット配布をはじめ、市町村窓口や医療機関等における総合パンフレットやリーフレット、ポスターの配布などにより、制度広報に努めました。②制度改正の広報としまして、10月1日からの窓口負担割合の見直しにあたり、市町村及び医療機関等に対し、国が作成したリーフレットを配布して、広報に努めました。次の(2) テレビCM広報につきましては、4の保健事業でご説明した事業を再掲しております。

最後に15ページをご覧ください。9山形県長寿医療懇談会でございますが、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、被保険者、医療関係者、学識経験者などの各分野の方々から広く意見をお聞きするため、設置されております。令和3年度は12月9日に開催し、後期高齢者医療制度の運営状況、第2期保健事業実施計画中間評価などにつきまして、懇談いただいております。

以上が、令和3年度の主要な施策の成果報告でございます。

引き続き、令和3年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算につきまして、会計管理者の渡邊が、ご説明申し上げます。

○会計管理者（渡邊昭君） 議長。

○議長（船山利美君） 渡邊会計管理者。

○会計管理者（渡邊昭君） それでは、議第4号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び議第5号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

議案書別冊の決算書の2ページ・3ページをご覧ください。はじめに、一般会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額6億6,720万4千円に対し、調定額、収入済額とも6億6,700万7,413円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。4ページ・5ページをご覧ください。歳出合計の予算現額、6億6,720万4千円に対し、支出済額は、5億7,189万8,207円であり、不用額は9,530万5,793円でございます。

6ページ・7ページをご覧ください。特別会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額1,576億3,211万5千円に対し、調定額は1,594億4,262万3,017円であり、収入済額は1,594億3,920万3,548円、不納欠損額は1万6,898円、収入未済額は340万2,571円でございます。8ページ・9ページをご覧ください。歳出合計の予算現額、1,576億3,211万5千円に対し支出済額は、1,549億282万5,094円であり、不用額は、27億2,928万9,906円でございます。

詳細につきまして、歳入歳出決算事項別明細書でご説明申し上げます。12ページ・13ページをご覧ください。はじめに一般会計歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額とも6億1,000万8千円でございます。2款財産収入は、

財政調整基金の利子で、収入済額は402円でございます。3款繰入金の収入済額はございません。

14ページ・15ページをご覧ください。4款繰越金は、令和2年度からの繰越金で、収入済額は、5,645万9,683円でございます。5款諸収入は、1項、2項を合わせまして、調定額、収入済額とも53万9,328円でございます。

次に16ページ・17ページをご覧ください。歳出でございますが、1款議会費の支出済額は、54万179円でございます。2款総務費は、1項総務管理費から、18・19ページの2項選挙費、20・21ページの3項監査委員費を合わせまして支出済額は、2億3,284万6,233円であり、約2,000万円の不用額となっております。これは総務管理費で、派遣職員人件費負担金などが見込みを下回ったためでございます。中段の3款民生費の支出済額は、3億3,851万1,795円であり、約6,900万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込みを下回ったためでございます。4款予備費の支出はございません。

22ページ・23ページをご覧ください。次に特別会計、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金などで調定額、収入済額とも、255億282万9,382円となっております。2款国庫支出金、1項国庫負担金、次の24・25ページの2項国庫補助金を合わせまして、収入済額は、527億962万1,713円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ増となっております。

26ページ・27ページをご覧ください。3款県支出金の収入済額は、124億8,452万4,073円でございます。4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で収入済額は592億8,360万2千円でございます。

28ページ・29ページをご覧ください。5款特別高額医療費共同事業交付金の収入済額は5,059万4,550円でございます。6款財産収入は、医療給付費等準備基金の利子で、収入済額は62万4,550円でございます。7款繰入金は、1項一般会計繰入金の収入済額が3億3,851万1,795円で、次のページ30・31ページの2項基金繰入金の収入済額は12億円、合わせまして収入済額は15億3,851万1,795円でございます。8款繰越金は、令和2年度からの繰越金で収入済額は76億9,368万8,464円でございます。9款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料、次のページ32・33ページの2項預金利子3項雑入を合わせまして、収入済額は1億7,520万7,021円でございます。なお、3項雑入で、不納欠損額が1万6,898円ございますが、窓口一部負担割合変更による返納金未納分について、地方自治法の規定に基づき不納欠損処分を行ったものでございます。また、収入未済額は340万2,571円ございますが、第三者行為に係る損害賠償金の請求分及び窓口一部負担割合変更による返納金などの未納分で、年度内までに納付されなかった分でございます。件数は25件となっております。また、予算現額に比べ収入済額の増は、交通事故に伴う第三者納付金が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

次に34ページ・35ページをご覧ください。歳出、1款総務費の支出済額は、4億1,089万6,384円であり、約1億円の不用額となっております。これは、通信運搬費や窓口負担割合見直し広報業務委託料及び各種通知書作成業務委託料などが見込みを下回ったことによるものでございます。

36ページ・37ページをご覧ください。2款保険給付費でございますが、1項療養諸費、2項

審査支払手数料、38・39ページの3項高額療養諸費、4項その他医療給付費を合わせまして、支出済額は1,463億308万3,597円であり、約24億円の不用額となっております。これは、療養給付費及び療養費などで、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

40ページ・41ページをご覧ください。3款特別高額医療費共同事業拠出金の支出済額は6,228万1,279円でございます。4款保健事業費の支出済額は、次の42・43ページをご覧ください。支出済額は、4億1,419万8,148円で、約1億8,000万円の不用額となっております。これは、健康診査委託料や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料などが見込みを下回ったことによるものでございます。5款基金積立金の支出済額は、24億8,472万4,550円でございます。

44ページ・45ページをご覧ください。6款諸支出金の支出済額は、52億2,764万1,136円でございます。なお、3目償還金は、過年度分療養給付費負担金等返還金で国・県・支払基金・市町村に返還したものでございます。7款予備費の支出はございません。

続きまして、48ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。一般会計の3歳入歳出差引額は、9,510万9千円でございます。4翌年度へ繰り越すべき財源はございません。結果、5実質収支額は、9,510万9千円でございます。全額を、翌年度に繰り越すものがございます。

49ページをご覧ください。特別会計の、3歳入歳出差引額は、45億3,637万8千円でございます。4翌年度へ繰り越すべき財源はございません。結果、5実質収支額は、45億3,637万8千円でございます。全額を、翌年度に繰り越すものがございます。

52ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、1公有財産、3債権につきましてはございません。2物品につきましては、決算年度中における増減はございません。4基金の(1)の財政調整基金でございますが、これは、年度間における財源の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、積み立てているものでございます。決算年度中増減高402円の増は、預金利子の積立によるものでございます。結果、決算年度末現在は、2,019万4,122円でございます。(2)の給付費等準備基金でございますが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため、積み立てているものでございます。決算年度中増減高の12億8,472万4,550円の増は、令和2年度の剰余金の積立及び預金利子積立による増と特別会計への繰り出しによる減によるものでございます。結果、決算年度末現在は、39億1,317万9,378円でございます。

以上、議第4号及び議第5号についての説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

決算審査意見の説明

○議長（船山利美君） 次に、議第4号及び議第5号の議案2件に関して、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（玉田芳和君） 議長。

○議長（船山利美君） 玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和君） 議第4号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議第5号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に関する審査の概要につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月8日付で広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査を行いました。審査にあたりましては、55ページ、審査の方法に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及びその他証書等は、いずれも関係法令に準拠して調製され、その計数は正確であると認められました。予算の執行状況、経理事務、財産の管理等についても、全体として適正に処理されているものと認められました。決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略いたします。

審査意見としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各会計の実質収支額は、前年に引き続き例年と比べ多額となっているものの、今後は更なる高齢化社会の進展に伴い、被保険者数の一層の増加が見込まれることもあり、後期高齢者医療制度は厳しい財政運営が続くことが予想されます。従いまして、県内各市町村や関係機関との十分な連携を図り保健事業実施計画に基づく効果的な保健事業の推進により、医療費の適正化を図るなど更なる高齢者福祉の向上と充実を目指し、常に将来を見据えた運営に努められることを望むものでございます。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） ただいま説明のあった第5号議案の特別会計の歳入歳出について質問いたします。歳出の関係で今回、療養給付費が見込みより24億円ほど減ったということで他の項目への流用もあるということで承知をいたしました。先ほどの説明の成果のほうでは、前年度よりは医療給付費が伸びているということでコロナ禍からの緩和が見られるといったものの、見込みよりは減っているという状況と成果の報告書によると療養費が何項目か、柔整療養費、あん摩とかこういったところが給付額が大幅に減っている見え方がしますが、この辺の要因についてどうなのか。あと1点、療養給付費の調剤費についても前年度からみると減っているという、この辺はジェネリックの関係か、それを確認したいと思います。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 菅井議員のご質問にお答えいたします。まず療養給付費全般につきまして令和2年と令和3年を比較しまして、令和2年よりは伸びたのですが24億円の不用額であり見込みよりも減っているのかということですが、予算につきましては、保険料率改定の際、令和2年度の直前に実績や給付の伸びなどを見込んで作成したものがベースになっており、そこから予測困難なコロナの影響等がございましたので、大きな不用額として表れたものということで捉えております。

続きまして療養費につきまして令和2年度と3年度を比較すると減っているのではないかとご指摘でございますが、こちらに関しましては被保険者の方の療養費に関しましての考え方といいますか、鍼灸マッサージ師やあん摩へのかかり方が、やはりコロナの前とはちょっと違うことが要因なのかなと考えておるところでございます。

調剤費、お薬の部分についての要因でございますが、菅井議員がおっしゃった後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品に代わっていったことも要因かと思われませんが、医療の内容ですとか、総合的なものを鑑みまして様々な要因が絡んでいるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（船山利美君） 菅井議員、よろしいですか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 今の説明のところ、コロナにおける見込みが困難な状況にあって給付費の当初の予算を見込んだところより不用額がおきたということで承知しました。あとやはり保険料率が令和2年令和3年と改定された中で、保険料については収納率も高く入っているわけで、その中でコロナ禍の給付費が減っていたということで、その関係でいわゆる剰余、繰り越しが出て、後ほど令和4年度の補正に関わるとお思いますので、そういったところで承知はいたしました。

○議長（船山利美君） ほかにご質疑ございませんか。

○7番（小関崇夫君） 議長。

○議長（船山利美君） 7番、小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） 医療費をできるだけ減らす取り組みとして、ジェネリック医薬品、それから早期発見に繋がたいという特定健診の普及、薬の重複を防ぐために、一人一冊のおくすり手帳を持つ

て医療機関に行きましようという取り組みが提示されました。そしてこれらは各市町村と連携して進めるという広域連合の方針でしたが、そこで質問ですが、一つはジェネリック医薬品ですが、だんだん普及しているという報告でしたが、医療機関にこういう運動をしているということが広域連合から伝わっているのでしょうか。医師の中にはジェネリック医薬品排除を公言している方もいるということを知りました。ですから医療機関に提示する後発医薬品カードを配布したと言いますが、お医者さんのほうに、広域連合の方針は伝わっているのかどうか、一点目の質問です。

それから国の調整交付金でTVコマーシャルするのはいいのですが、この中にもおくすり手帳活用で重複をなくすという、広島県では大きな成果をあげていますが、この普及がうまく進んでいるのかどうかということを知ります。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ご質問にお答えいたします。まずジェネリック医薬品の促進、取り組みについて、医療機関への取り組みはどのようになっているのかというご質問かと思えます。医療機関の方にも及びまして制度のパンフレット等を送付しております。また強制ではなく患者さんの方から「ジェネリック医薬品に置き換えられるものであればそれを希望します」という意思カードを提示して、そういった選択肢もお知らせさせていただいているものでございます。こういったことで1人でも1件でも多く後発医薬品の方をご理解いただいて使っていただければよろしいのかなということを取り組みをさせていただいている状況でございます。

おくすり手帳に関してでございますが、こちらの方ではそういったデータ等を持ち合わせていないのでどれくらい普及しているのか明確なデータはないのですが、薬剤師会とも連携をとりまして、国の大きな施策の一つと理解しておりますので、こういったことにつきましてもできる範囲で様々な機会を捉えて取り組んでいきたいと考えております。

○7番（小関崇夫君） 議長。

○議長（船山利美君） 7番、小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） もう一点ぜひ質問したいことがあります。当広域連合でも進めているマイナンバーカードの保険証としての利用促進、これは委託料ですが、市町村に委託している決算だと思いますが、このマイナンバーカードを被保険者証として使うことに何かいいことはありますか。ただ国の流れで進めているだけですか。私には何もメリットがみえてこないのですが、利用促進の根拠を質問します。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） お答えします。昨今の新聞報道、いろいろな媒体で、マイナンバーカードの全体的な普及促進等、厚労省も参加させていただいて保険証の利用の促進について報道等されている部分での質問かと思えます。国の制度設計なりそういったものは、これから報道が増えてくるのかと思えますが、現時点で皆さんの視点からメリッ的なものはあるのかということをございますが、保険証が変わったような場合、変わった保険証を忘れてもマイナンバーカードを病院に提示していただければ、その方がどういった保険に加入されているかどういった医療の給付が受けられるかがわかるように、これから徐々に整理していきたいというのが国の考え方ようです。それに伴いまして窓口でのお会計が後で調整するというような手間が減るとすることも期待できますし、医療機関での適正な医療に対して適正な給付や窓口での支払いの手間がかからないようになることも見込めるのではないかと思います。総務省や厚生労働省としましては、全国民に利益があることも考えているとは思いますが、現時点では、そうした点がメリットとしてPRされている部分かと思えます。以上です。

○議長（船山利美君） 7番、小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） マイナンバーカードを作るかどうかは、自由選択だと国の当初の説明でしたが、それがだんだんポイント制で誘導したりして進めようとして、これは将来すべての預貯金をマイナンバーカードにするとか国の魂胆が見え隠れしていますので、私はこれは国の制度だから、方針だから仕方がないということですが、あまりにもここに力を入れるのはどうかと思います。実際マイナンバーカード作った職員にも聞いたのですが、どういういいことありましたかと。保険証代わりになっただけだというような回答です。ほかにメリットはないというようなことを言っていたのでちょっと疑問を感じたので質問しました。

○議長（船山利美君） ほかにご質疑ございませんか。

○6番（菅野邦比克君） 議長。

○議長（船山利美君） 6番 菅野邦比克議員。

○6番（菅野邦比克君） 主要な施策の成果報告書の11ページですが、レセプトの点検事業とありますが、昨年も質問した記憶があります。560万件を点検して8,305件の過誤がみられたということで、月平均で46万件の件数で約700件が返されるということで、この内容についてどういものが返されているのか。新しい先生が開業してわからなくて返されるのか、ベテランのところも返されているのか、こういう場合の指導というのは国保連合会であるのか広域連合であるのか

か。できればゼロになるといいのですが、改善するためにどのように取り組まれているのか伺います。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 診療報酬明細書いわゆるレセプトの過誤ということについてのご質問ですが、通常医療機関の方から取下げ、返戻のご連絡をいただきますが、うっかり気づかずに提出してしまったものなどが、この件数に表れているものでございまして、内容としましては表面的な書き方とかそういったものを見つけたものについて一旦戻しまして、また翌月の請求にまぜて提出をお願いするというような内容になっております。戻される理由につきましては、国保連合会の方でわかるように書き示しまして、医療機関の方で見てすぐわかるようにして行っているところです。

○6番（菅野邦比克君） 議長。

○議長（船山利美君） 6番 菅野邦比克議員。

○6番（菅野邦比克君） 昨年質問した際、その内訳はどういう傾向なのかと聞きましたが、国保連合会で行っているの、実際わからないという返答でした。要は間違ふ項目の傾向を取りまとめて、こういう間違いが多いですというように各医療機関に配布するなどして、無駄なことはなくしていただければ、余計な手間も金もかからないのではと思います。今年は明細があるのかと思いましたが出てなかったので、ぜひそういった指導を医療機関にしていただければありがたいと思います。

○議長（船山利美君） ほかにご質疑ございませんか。

○5番（柏倉信一君） 議長。

○議長（船山利美君） 5番 柏倉信一議員。

○5番（柏倉信一君） 先ほどのマイナンバーカードの件に関連してお尋ねしますが、マイナンバーカードの利点の中に高額療養費の立替の問題であったり、どういう医療機関を受診して現在どういう薬を投与されているのか、あるいはどういう持病があるのか等々が、そのマイナンバーカードを上手に活用することでそれなりの評価が現れるのではないかと私は思っております。ただ、逆の聞き方をさせていただければ、実際に今どれくらいの医療機関でマイナンバーカードを使えるのか、普及率がどれくらいになっているのか。

もう一点、マイナンバーカードを早く作ってくださいという要請をするのはけっこうですが、相

手は後期高齢者なわけで、実際にマイナンバーカードを作るにはどうすればいいのかという部分の浸透を図らないとなかなか大変なのかなと、いわゆる普及していくということに関しては難しいのかなと思います。大体の部分に関しては自治体をお願いして普及啓発も実務的なことはそういったやり方かと思いますが、具体的に広域連合として指示している、あるいは浸透を図っている施策があればお聞きしたいと思います。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） ご質問にお答えします。マイナンバーカードのメリットとしまして今柏倉議員の方から紹介いただきました、1割3割などの負担割合が明確になるとか、薬や治療の内容がわかるのではないかということで、これも国のほうでは大きなメリットと言っていますが、実際マイナンバーカードを使って病院に行かれたり、病院のほうはその情報にアクセスしたりする環境というものが、現状ではまだ発展途上となっております。おそらくこれから国のほうでは、大きな災害があったときに保険証がなくても適切な医療を受けられるようなことも目指しているのだと思いますが、これからの進展を注視していきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

それから普及率についてご質問がありましたのでご説明いたします。マイナンバーカードの交付枚数につきましては厚生労働省のほうで出した資料ですが、6月末現在で75歳以上の方が取得されている件数が66,706件、率にして約35%です。そして医療機関側ですが、マイナンバーカードを使った、オンラインでの資格確認の機械など、県内の医療機関にどれくらい整備されているのかという厚生労働省の資料によりますと31%くらいという状況でございます。おそらく大きな病院は進んでいるのかと思いますが、小規模なクリニック、診療所、調剤薬局ですとか、療養費で賄うような接骨院等につきましては、なかなか普及も時間がかかるのではないかと考えているところでございます。

最後のほうのマイナンバーカードの申請の手続き等についてどのような指示、施策を行ったかということでございますが、ご存知のように総務省のほうでセキュリティをしっかりとっており、市町村の担当窓口で行っていただくのが原則となっておりますので、そちらへお問合せいただきまして、例えばご家族の方が同伴で手続きするにはどうしたらいいか、休日の窓口が開いている市町村もあると伺っておりますので、ゆっくり時間をかけて手続きをしていただくとか、そういった流れになるかと思っておりますので、対応としましてはそれぞれお住まいの市町村のマイナンバーカード担当課のほうにお問合せいただいて適切なやり方でそれぞれの方に適したやり方で手続きを進めていただければと考えております。

○議長（船山利美君） 柏倉議員、よろしいですか。

○5番（柏倉信一君） 議長。

○議長（船山利美君） 5番 柏倉信一議員。

○5番（柏倉信一君） 事務局の説明については現場の意見として承知しているわけですが、今どこの自治体もDXの取り組みを盛んにやっている状況だと思います。それと同じく要はどうやったら一般の市民に浸透を図れるかがキーポイントだと思います。どんなにやり方を考案しても絵に描いた餅になっては何もならない。実際使う人は誰か、使う人がどうしたらこれを取得しようと思うか、具体的にこうやったら使えるんだなという部分まで踏み込まないとなかなか普及は難しいのかなと思います。そういう意味合いも含めて自治体にお任せしているというのは承知の上でお聞きしたわけですが、広域連合としても具体的に取得の仕方というようなものを自治体のほうに声掛けをしていただければいいなとそういう思いで質問させていただいたわけで、小関議員からもありましたが本当の意味で何がメリットなのかよくわからないという、ここにいる議員さんですらそういうような感覚があるとすれば、説明が足りないのではないか。こういうメリットがあるという説明をしっかりとしないと、ただマイナンバーカード早く作ってくださいと言っても、旧の健康保険証とマイナンバーカードとのメリットをきちんと周知をしていただきたいというお願いをします。

○議長（船山利美君） ほかにご質疑ございませんか。

○議長（船山利美君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） ただいま提案されております、議第5号の令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について同意できませんので反対の理由を述べさせていただきます。

まずこの度の決算は、令和2年から引き上げられた保険料率が適用されているわけです。説明と私も質問で聞きましたが、コロナ禍であったとはいえ、大変困難な状況と推測はしますが、被保険者の負担が増えたわけであります。その結果、黒字が生まれたと、また被保険者の負担軽減の7.75割軽減の特例措置も廃止されて被保険者への影響が重大であったと思います。剰余金については今年度と次年度の保険料負担軽減に充てると言われていますが、想定以上の剰余金になっていると考えます。また、一方被保険者の生活実態を巡る状況は非常に深刻であって、昨今の物価高騰問題、とりわけ年金が減らされたという中で高齢者の生活に影響が及んでいます。その上に10月からは先ほど説明があったように窓口負担の2割化という、非常に高齢者を巡る年金削減、

物価上昇、生活実態の痛み、これらが被保険者の皆さんの声だと考えています。

私は、2月の定例会で今年度と来年度の保険料率算定にあたって剰余金を積立から取崩しを増やして、保険料率のいわゆる引き下げ、据え置き、これが必要だと述べましたが、残念ながら今年度からの保険料率も引き上げされました。後期高齢者医療制度の発足時後期高齢者の負担率は10%でありましたが、2年ごとに国の見直しがあり、負担率が上げられて、国が示す負担率が、令和2年、令和3年、今回の決算期にあたっては11.41%、今年度と来年度は11.72%と、国が示すように保険料の高齢者負担が増えていくという状況があります。これ以上の負担等が高齢者を巡る生活苦が続いている中で、保険料の負担だけ上がっていいのかという問題があります。高齢者人口が多い本県の高齢者の生活を維持するためにも、この根本的矛盾の解決を国に求めていく必要があると考えます。以上を申し述べて私の討論とします。

○議長（船山利美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。

初めに、日程第6 議第4号「令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議第4号については、原案のとおり認定されました。

○議長（船山利美君） 次に、日程第7 議第5号「令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第5号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第7 議第5号については、原案のとおり認定されました。

議第6号及び議第7号

○議長（船山利美君） 日程第8 議第6号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9 議第7号「令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第6号及議第7号について、提案理由をご説明申し上げます。議第6号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,510万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,519万6千円とするものであります。

議第7号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,155万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,578億7,230万9千円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾君） 議長。

○議長（船山利美君） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾君） それでは、議第6号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ・4ページをお願いいたします。歳入、歳出予算にそれぞれ、9,510万9千円を増額計上し、予算総額を7億2,519万6千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和4年度歳入歳出予算事項別明細書」で、ご説明申し上げます。事項別明細書の3ページ・4ページをお願いいたします。歳入補正につきましては、4款1項1目繰越金に、令和3年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額9,510万9千円を増額計上するものであります。本年度の繰越金とするための補正となります。歳出補正につきましては、2款1項1目一般管理費のうち2節償還金利子及び割引料に、令和3年度事務費負担金精算に伴う各市町村への返還金として、9,510万9千円を増額計上するものであります。

議第6号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、以上でございます。

なお、特別会計の議第7号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 続きまして、議第7号令和4年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書5ページ・6ページをお願いいたします。歳入、歳出予算にそれぞれ46億1,515万3千円を増額計上し、予算総額を1,578億7,230万9千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「事項別明細書」でご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正についてであります。事項別明細書の、7ページ・8ページをお願いいたします。1款1項2目療養給付費負担金のうち2節過年度分療養給付費負担金に、令和3年度療養給付費負担金の精算に伴い市町村から追加納付いただく7,877万5千円を増額計上するものであります。8款1項1目繰越金に、令和3年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額45億3,637万8千円を増額計上するものであります。

次に、歳出補正についてであります。9ページ・10ページをお願いいたします。5款1項1目医療給付費等準備基金積立金に、令和3年度剰余金の14億4,257万8千円と市町村から追加納付いただく7,877万5千円を合計した15億2,135万3千円を積立てるため、増額計上するものであります。6款1項3目償還金に、療養給付費等実績に基づき令和3年度分療養給付費負担金等を精算し、国、県、支払基金、市町村に返還するため、30億9,380万円を増額計上するものであります。

以上、議第6号及び議第7号についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 議第7号の特別会計の補正予算についてです。先ほど来、私が質問してきた基金の関係で全員協議会のところで今回のやり取りで令和3年度の決算を経て令和4年度の17億2,500万円の基金からの繰り出しをして今回15億円の繰り入れをすると約38億円の残高になると。当初の予定では給付に充てる準備金として当年度と来年度で34億5千万円出す、来年度でまた17億2,500万円を38億円から出すと約20億円の基金の残高があると。やはり保険料を上げないで済むように使っていくと、保険料率の算定に関わってくると思うのですが、

その辺の考え方、令和4年度、今年の関係からいってどうなっていくのかありますが、基金の取り扱いをどうしていくのか見解を伺います。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） 菅井議員のご質問にお答えします。基金の残高についてでございますが、令和3年度の剰余金につきましては、今回補正で基金の方に積み立てさせていただきますが、将来的には次の保険料率改定の際に保険料上昇抑制のための原資としておそらく使わせていただくというようなことを国でも考えていると思われまので、こちらの方につきましては国の指示に基づきまして、より適正に使っていきたいというような考えであります。また従来から説明させていただいております、基金のもう一つの目的としまして給付費に不測の事態が生じた場合に備えるためのものでもありますので、そういった面も丁寧に充分慎重に考えながら、最終的には後期高齢者医療制度の安定的な運営に繋がるように基金の管理をしていきたいと考えておりますので、今後もご理解をいただきたいと思っております。

○14番（菅井巖君） 議長。

○議長（船山利美君） 14番 菅井巖議員。

○14番（菅井巖君） 当初、保険料率を算定するときに2年間で34億5千万円を充当するというこの考えはそのままでいて、いわゆる今年度当初からみると14億2,500万円でしたので約4億5千万円から4億7千万円ほど上回っているの、その分を充当して保険料率を下げるということは考えないということですね。

○議長（船山利美君） 答弁を求めます。

○事業課長（伊藤明君） 議長。

○議長（船山利美君） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明君） お答えします。今年度、令和4年度の保険財政運営の内容をみてのご質問かと思いますが、おっしゃる通り料率改定の際に算定をいたしました内容で今年につきましては運用していきたいと考えております。

○議長（船山利美君） 菅井議員よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(船山利美君) ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長(船山利美君) これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(船山利美君) 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長(船山利美君) これより採決します。
初めに、日程第8 議第6号「令和4年度 山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船山利美君) ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第8 議第6号については、原案のとおり可決されました。

○議長(船山利美君) 次に、日程第9 議第7号「令和4年度 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第7号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船山利美君) ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第9 議第7号については、原案のとおり可決されました。

議第8号

○議長(船山利美君) 続きまして、日程第10 議第8号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第8号について、提案理由をご説明申し上げます。議第8号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」につきましても、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条第1項の規定により、当広域連合に置く情報公開・個人情報保護審査会の委員のうち、西上紀江子委員が3月31日をもって退任したため、坂本弘子氏を新たな委員に選任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（船山利美君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美君） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美君） これより採決します。

日程第10 議第8号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第8号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 議第8号については、原案のとおり同意されました。

○議長（船山利美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（船山利美君） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（船山利美君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会7月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日の7月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なご審議を賜り、それぞれご決議、ご認定、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。後期高齢者医療制度は、施行から14年が経過し、制度の定着が図られてきているものと考えておりますが、今後さらなる高齢化の進行に伴い、団塊の世代をはじめ、被保険者の増加が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症の影響が、依然として懸念される状況が続いております。このような状況の中、当広域連合といたしましては、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、市町村や関係機関との連携を深め、制度の健全で安定した運営に努めるとともに、保健事業の充実強化により、被保険者の方々の健康保持・増進を、より一層進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（船山利美君） 以上で、令和4年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午後4時10分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 船山 利美

署名議員 鈴木 富美子

署名議員 菅井 巖